

社会福祉協議会と国際交流協会の連携
「誰も取り残さない社会に向けて
～多文化ソーシャルワークの必要性～」

2024.9.17吉富志津代

NPO法人多言語センターFACIL
武庫川女子大学
吉富志津代

自己紹介

- 南米の領事館勤務
→在神戸アルゼンチン総領事館、在神戸ボリビア名誉総領事館
- 阪神・淡路大震災の経験から市民活動へ
→FMわいわい、多言語センターFACILなどの団体設立
- 2011年より大学教員へ→大阪大学大学院,名古屋外国語大学
- 2022年より現職
武庫川女子大学心理・社会福祉学部 教授／国際センター長

2024.9.17吉富志津代





1995年 阪神・淡路 大震災

- 死者：6434名
- ガレキの下敷きになった人：164,000人
 - ・自力で出られた人—129,000人
 - ・助け出された人—35,000人
 - 消防車など 22.6%
 - 近所の人 77.4%

住民自治の意識 共助メンバーはだれか？

★住民とは、国籍に関わらず、そこに住んでいる人すべてである。

多様性の重視

→

少数者自身の視点で発信

違いや新たな視点が多数者に気づきをもたらす

「多文化共生」 という言葉の広がりへ

2024.9.17吉富志津代



NPO法人多言語センターFACIL

- 翻訳・通訳事業 & 多文化・多言語企画のコミュニティビジネスの展開
(翻訳・通訳登録者：1631名(2022年6月時点) / 対応言語：74言語)
- 地域社会の雇用と多文化・多言語環境の促進
- 多文化な背景を持つ子どもや在日外国人コミュニティへの支援活動

→ 双方向のコミュニケーションのために



2024.9.17吉富志津代

団体が取り組む社会課題と想い

<課題>

少数者である
外国ルーツの住民への
「心の壁」
「制度の壁」
「ことばの壁」

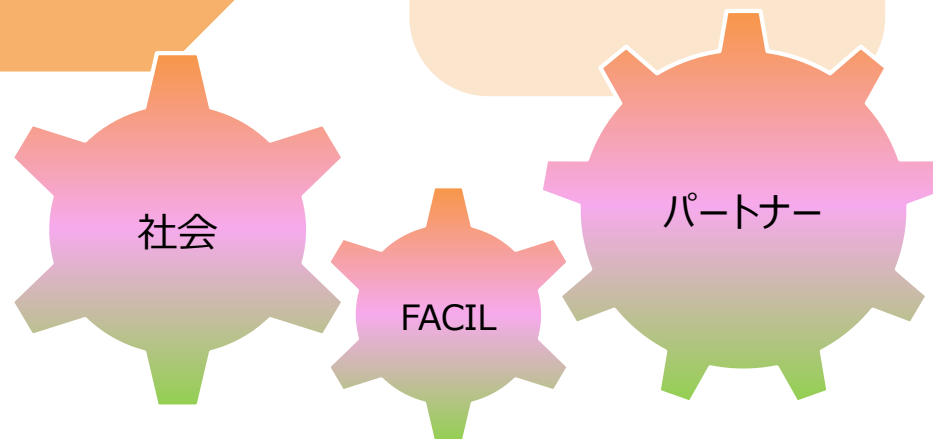
社会参画機会の欠如

生活情報の多言語化
多文化・多言語企画を
コミュニティビジネスとして開拓

地域社会の雇用
(外国ルーツの住民の
就労機会創出)と
多文化・多言語環境の
促進

パートナー（登録会員、外国人コミュニティ、NPO/NGOなど）と社会（地域住民、企業、行政など）をつなぎ、相互協力により社会をつくる仕組みづくり

→少数者の視点が社会の気づきへ



活動内容

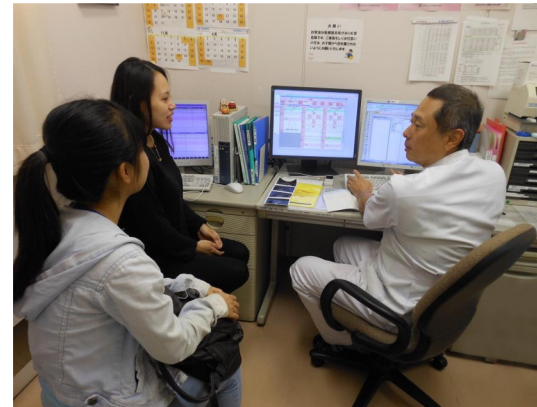
翻訳通訳者登録数： 1,631名 (2022年6月現在)

対応言語： 74言語



活動実績

- ◆外国ルーツの住民が地域で暮らすために必要な手続き、生活情報、学校・保育所・自治体の案内などの翻訳・通訳
- ◆医療通訳システム構築事業（すべての住民が安心して医療が受けられる仕組みづくり）
- ◆災害時の緊急および支援情報の多言語化とその企画立案コーディネート
- ◆多言語に対応したコンテンツの企画制作
- ◆多文化・多言語イベントの企画立案コーディネート
- ◆新型コロナウイルス関連多言語支援活動
- ◆上記にかかわる行政への提言

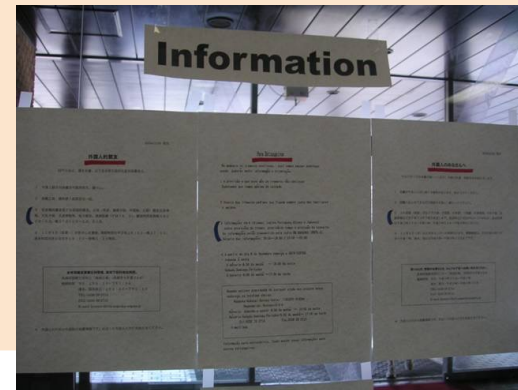


活動実績

(災害支援)

- ◆台湾地震（1999年）
地震情報を文字と音声で配信、番組制作
- ◆新潟県中越地震(2004年)
 - ・災害情報の翻訳、音声化、配信
 - ・臨時災害FM局支援
- ◆新潟県中越沖地震(2007年)
 - ・翻訳協力
- ◆東日本大震災（2012年3月～2012年3月）
 - ・災害情報の翻訳、音声化、配信
 - ・臨時災害FM局支援
 - ・災害時多言語情報データベースの活用
- ◆新型コロナウイルス関連多言語支援活動

- ◆災害時多言語情報データベース作成（2006年）
自治体国際化協会CLAIRからの委託
- ◆災害時・非常時多言語緊急情報翻訳業務（2006年～）
自治体や国際交流協会からの委託



2024.9.17吉富志津代

今日の内容

問題提起のために

1. 在留外国人とは？
住民基本台帳制度へ
外国にルーツを持つ住民の3つの壁
在留資格 新しい入国管理法
政府の「外国人材うけいれ」
2. 多文化共生について
多文化共生社会推進プログラム
日本国憲法と国際法規
3. ソーシャルワークの理念
→総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義
4. 国際交流協会と社会福祉協議会
「多文化ソーシャルワーク」の位置付け
5. 三田市の事例→2022年～
まだ始まったばかり
6. 多文化共生の地域づくりのプロセス

在留資格と 社会保障制度

2024.9.17吉富志津代

「在留外国人」 とはだれか？

在留外国人：約322万人

外国人登録証から在留カードへ(2012年)

→就労が可能かどうかが明確に

(特別永住者証, 非正規滞在者以外)

→住民基本台帳

●29種類の在留資格

日系人、日本人の配偶者、定住者、就労関係、留学、興行、外交、研修、短期(親族訪問)など、個人や国によって異なる来日の背景

→毎年10000人～15000人が日本国籍取得

→日本国籍と外国籍の両親を持つ子どもは双方の国籍留保
(22歳までに要選択)

その他の、国籍には表れない多文化・多民族

→多様になった地域住民(生活者)

住民基本台帳制度の適用対象者

(1) 中長期在留者（在留カード交付対象者）

我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。

改正後の入管法の規定に基づき、上陸許可等在留に係る許可に伴い在留カードが交付される。

(2) 特別永住者

入管特例法により定められている特別永住者。

改正後の入管特例法の規定に基づき、特別永住者証明書が交付される。

(3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

入管法の規定により、船舶等に乗っている外国人が難民の可能性がある場合などの要件を満たすときに一時庇護のための上陸の許可を受けた者（一時庇護許可者）や、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者（仮滞在許可者）。

当該許可に際して、一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。

(4) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

出生又は日本国籍の喪失により我が国に在留することとなった外国人。

入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができる。

1960年～現在 在日外国人をとりまく社会の動き

- 1960～1970年代

- 差別との闘いの始まり

就職差別、入居差別、公立校の教員採用、弁護士、弁理士の国籍条項撤廃、国民年金の国籍差別

- 1990年代～

- 地域社会の混乱により、生活ニーズに応じた市民活動の展開-

日本語の習得、多言語情報提供、子どもの教育、啓発活動、行政との協働

- 一部の運動家活動から、硬軟取り混ぜた市民活動の横の広がりへ

言葉の壁／制度の壁／心の壁

- 1980年代

- 難民条約批准へ-

インドシナ難民受け入れ、社会保障制度などの国籍条項撤廃、指紋押捺拒否、イラン、フィリピンなどから移住労働者の流入

- ・留学生10万人計画

2008年～留学生30万人計画

2009年～在留資格「技能実習」を創設

2012年～高度人材ポイント制を導入

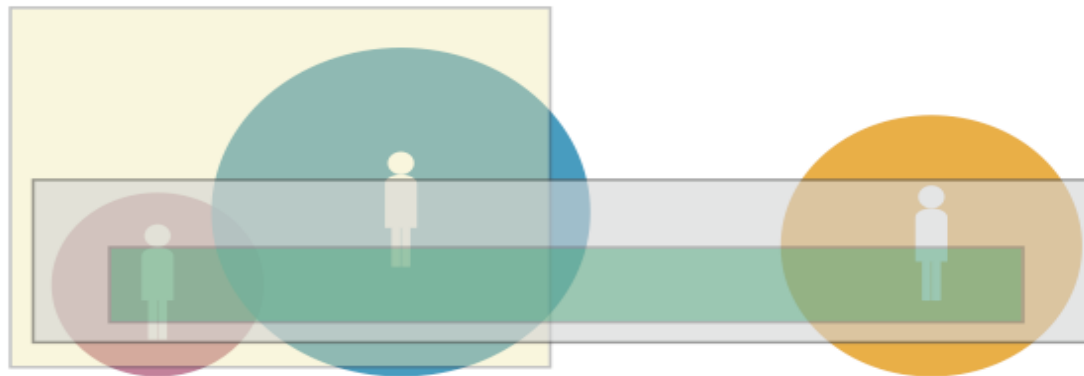
2016年～在留資格「介護」を創設

2019年～在留資格「特定技能1号・2号」創設と特定活動に「46号・47号」を追加

いわゆる「外国人労働者」受け入れへ

2024.9.17吉富志津代

外国にルーツを持つ住民



凡例



非正規
滞在者



外国籍・無国籍
「在留外国人」
(約322万人)
[2024.6現在]

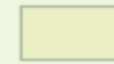


日本国籍
取得者

《 3つの壁 》



心の壁

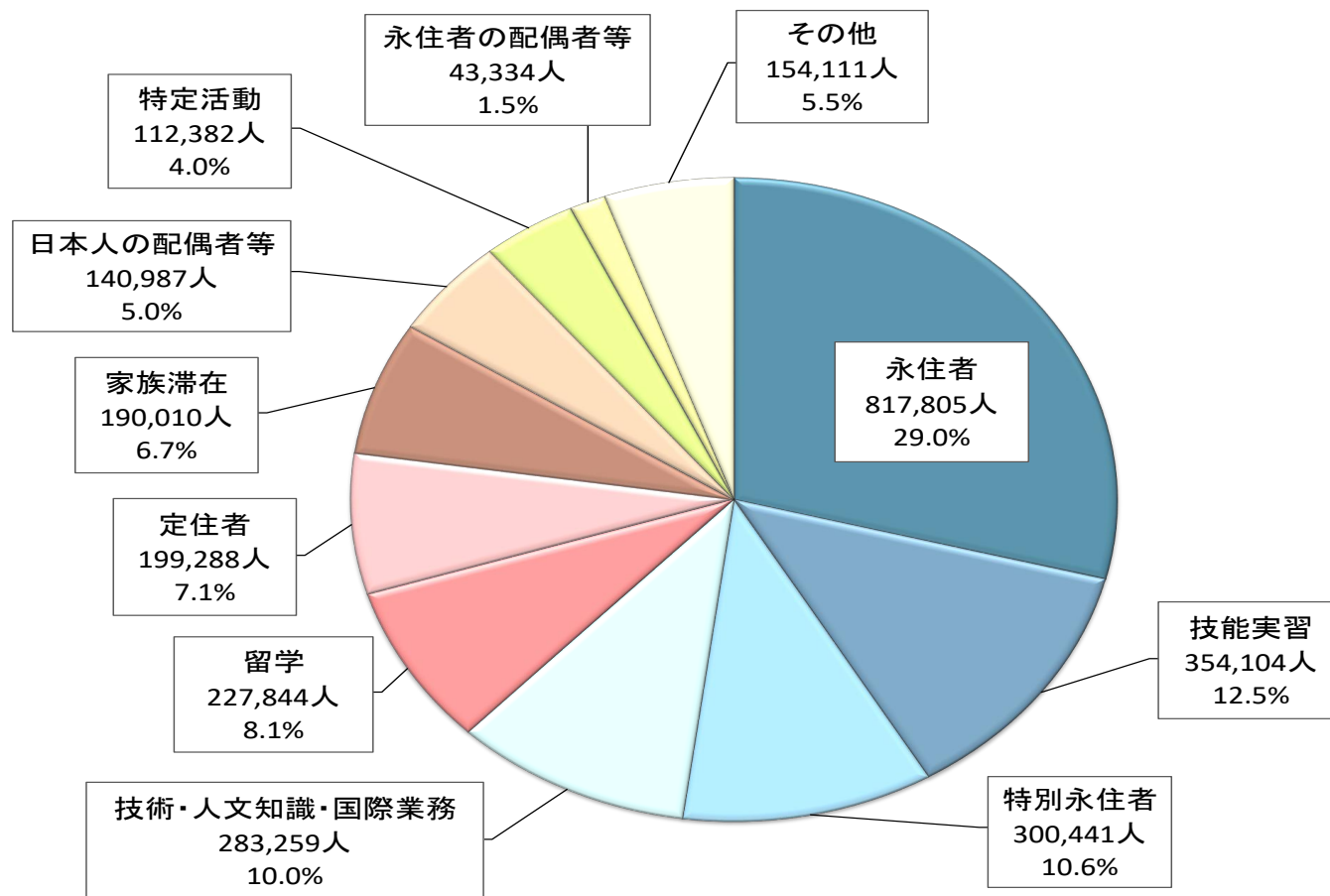


制度の壁



ことばの壁

【第2-2図】 在留外国人の構成比(在留資格別) (令和3年6月末)



- 1)中国744,551人 (25.1%)
- (2)ベトナム476,346人 (16.1%)
- (3)韓国412,340人 (13.9%)
- (4)フィリピン291,066人 (9.8%)
- (5)ブラジル207,081人 (7.0%)
- (6)ネパール125,798人 (4.2%)
- (7)インドネシア83,169人 (2.8%)
- (8)米国57,299人 (1.9%)
- (9)タイ54,618人 (1.8%)
- (10)台湾54,213人 (1.8%)

在留資格一覧表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

2024.9.17 吉富志津代

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

「労働力」とは？



人間が家族と一緒に住んでいる!?

2024.9.17吉富志津代

国籍や民族などの異なる人々が、

互いの文化的ちがいを認め合い、

対等な関係を築こうとしながら、

地域社会の構成員として

共に生きていくこと

「多文化共生」 について

多文化共生社会推進プログラム（総務省）

1. コミュニケーション支援 → 双方向のコミュニケーションのために

1) 地域における情報の多言語化 2) 日本語・日本社会学習支援

2. 生活支援

1) 居住 2) 教育 3) 労働環境 4) 医療・保健・福祉 5) 防災 6) その他

3. 多文化共生の地域づくり

1) 地域社会に対する意識啓発 2) 外国人住民の自立と社会参画

4. 多文化共生施策の推進体制の整備

1) 地方自治体の体制整備 2) 地域における各主体の役割分担と連携・協働

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html

総務省ホームページ報道資料参照(2006年3月12日)

2019年にも更新

日本国憲法と

日本が締結した条約及び確立された国際法規

2024.9.17吉高志津代

憲法第25条（生存権、国の社会的使命）

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



*納税義務は居住地主義

内外人平等原則⇒外国人にも自国民と同じ待遇を与えることを国際的に約束

- ・国際人権規約（1979年批准—国内法の改正なし）
- ・難民条約（1981年批准—ベトナム難民受入れが契機）
- ・人種差別撤廃条約（1995年批准）

ソーシャルワークの理念

＜ノーマライゼーション＞

- 社会的弱者が、社会から阻害されることなく、社会の一員としてふつうに生活できる社会こそが「ノーマルな社」会である

＜すべての差別・偏見の排除＞

3大差別(ism)

Sexism, Ageism, Racism

その他、出自、社会経済的地位、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、政治・信条・性的指向など

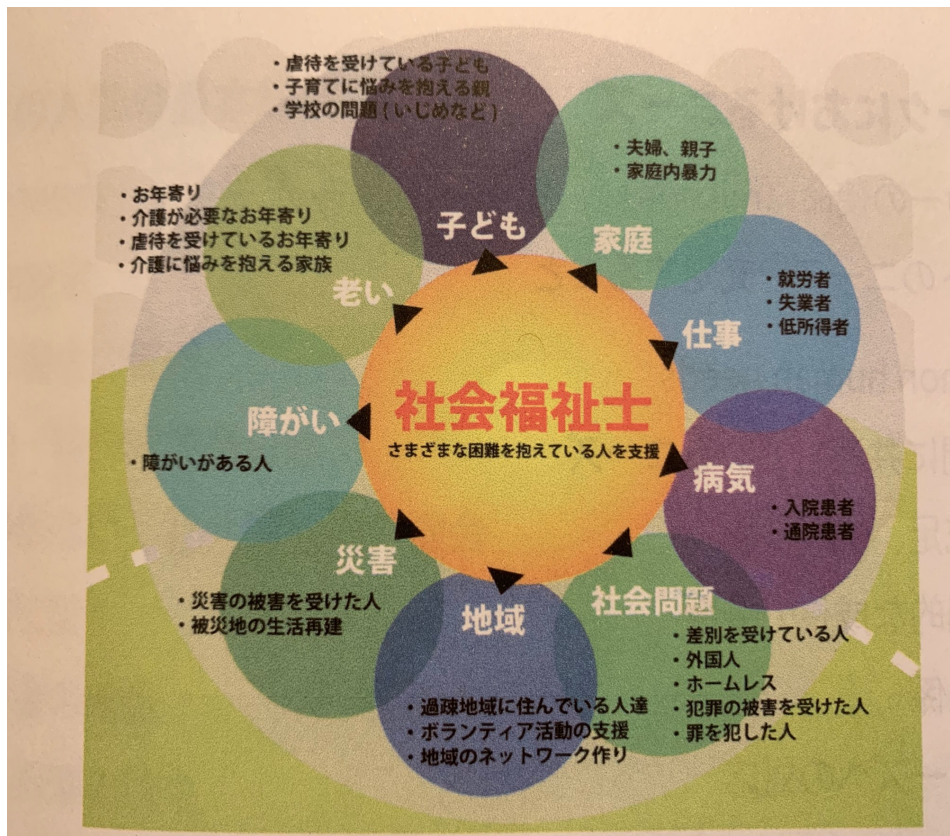
総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義

多文化側では15年ぐらい前から認識が進んでいるが。。。

コロナ禍を経て、ようやく社会福祉協議会にアプローチできた、
より複合的な困難がある外国ルーツの住民たち

⇒試される社会福祉協議会の本領発揮へ

社会福祉協議会 2024.9.17 吉富志津代 (社会福祉法に基づいて設置義務・常勤職員)



＜ソーシャルワークの概念と範囲＞

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

(社会福祉士、精神保健福祉士など国家資格)

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組み、ウェルビーイング*を高めるよう、人々や、さまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

*身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

国際交流協会

2024.9.17吉富志津代

総務省の指針に基づいた「地域国際交流推進大綱」に位置づけられる中核的民間国際交流組織



「地域国際化協会」(62団体・常勤職員あり)
 民間自主組織(700団体強・NPO法人/任意団体
 など、ボランティアのみ)
 社会福祉分野では、正式に位置付けられておらず、関
 心のある個人に委ねられている現状



多文化ソーシャルワーカー

「**外国人**が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援する人材のこと」

人権意識 + 異文化理解 + 語学力
+ 社会保障制度の知識 + 相談員としてのスキル
 (愛知県、群馬県などでは養成講座あり)



連携の意義

お互いの専門性を生かして
効果的なソーシャルワークへ



制度の正しい運用を拓くために

三田市の事例

2021年～

<http://www.phd-kobe.org/tabucolla/>

2024.9.17吉富志津代

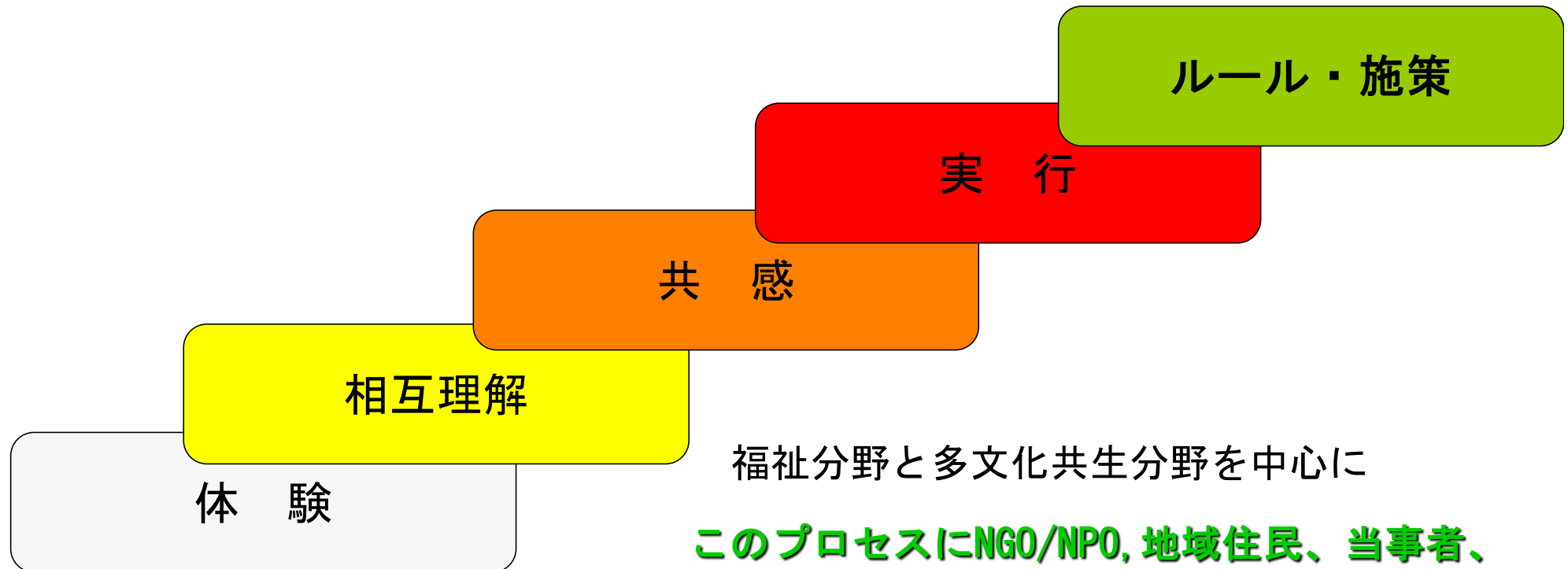


＜住民基本台帳に記載されている人が対象＞

- Q1. 外国人も日本人と同じように利用できるのか？
- Q2. 利用は、在留資格によって違うのか？
- Q3. 在留資格が無い非正規滞在の人でも利用できるのか？
- Q4. 自治体や医療機関が正しい知識を持って正しい運用を行っているのか？

2024.9.17吉富志津代

●住民が誰も排除されない対等な社会参画のために



福祉分野と多文化共生分野を中心に

このプロセスにNGO/NPO, 地域住民、当事者、自治体、企業などの多様なアクターがどう役割分担するのか

多文化共生の地域づくり→地域共生

2024.9.17吉富志津代

